各種助成・手当

各種助成・手当など①

酒田市では、子育て支援としてさまざまな助成を行っています。このカレンダーでチェックしておきましょう!

	事業・手当等	結婚前	妊娠前	妊娠期	乳幼児期 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生 7歳	8歳	9歳	10歳
1	結婚支援 スタート!		婚活イベントや結婚サポーターによる仲介、婚姻に伴う住宅費用等の支援をしています												
2	生殖補助医療費助成														
3	風しん抗体検査・予防接種費助成														
4	母子健康手帳・父親手帳の交付				おめでとうございます!										
5	妊婦健康診査費用助成・すくすくベビーギフト				妊娠中を健康に過ごして安心して										
6	妊産婦・パートナー歯科健康診査受診票交付														
7	マタニティ教室														
8	新生児聴覚検査費用助成														
9	ぎゅっとサロン				親同士の交流の場。保育に関する相談、										
10	子育て支援医療費助成				0歳～高校3年生までの医療費を助成										
11	児童手当・特例給付				申請は忘れずに!(出生から15日以内)										
12	未熟児養育医療														
13	多胎児訪問支援				多胎児を養育する家庭を支援										
14	乳幼児健康診査				3か月児健診、9か月児健康相談、										
15	新生児訪問				保健師がお宅に伺います										
16	予防接種事業														
17	チャイルドシートの貸し出し				交通安全協会(警察署内)も育児を										
18	ブックスタート														
19	ファミリー・サポート・センター				「子育ての援助をしてほしい人」と										
20	保育所・認定こども園の入園相談														
21	一時預かり				保育園等の入園前に一時的に預けたい										
22	病児・病後児保育														
23	子育て短期支援														
24	自立支援医療(育成医療)		身体障がいがあって、確実な治療効果が期待できる18歳未満の方に医療費を助成します												
25	特別児童扶養手当		監護している方(父母等)に支給します(所得制限あり)												
26	重度心身障がい(児)者医療費助成		対象の方の医療費を助成します												
27	発達障がい等への支援		相談もこちらへ												
28	児童扶養手当		ひとり親応援												
29	ひとり親家庭等医療費助成														
30	ひとり親家庭自立支援給付金														
31	教育相談室		子どもも親も悩み相談												
32	適応指導教室														
33	学童保育所保育料等支援														
34	就学援助		学用品費や給食費などの一部を援助(要件あり)												
35	避難児童生徒就学援助														
36	大学等受験生支援補助金		大学等の受験のための費用(受験料、交通費、宿泊費、模試費用等)に対し助成します(所得制限あり)												

▶出会い　共生社会課
▶出産・健康　健康課　こども未来課
▶子育て支援　こども未来課　保育こども園課
▶障がい　地域福祉課
▶就学　学校教育課
▶ブックスタート　中央図書館
▶チャイルドシート　酒田地区交通安全協会

	中学生			高校			短大・大学等			
11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳
(要件あり)											
赤ちゃんを迎えましょう											
保健師や助産師、栄養士、歯科衛生士との相談もできます											
(所得制限なし)											
1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診											
サポート											
「手助けをしてくれる人」を紹介します											

各子育て支援センター、親子ふれあいサロンで。

12月支給(10月分)より、18歳まで拡大

産後のママを応援する産後ケア事業、母乳ミルク相談室、産後の骨盤ケア教室などもやっています。

Q&A スキンシップの大切さ

Q なぜ、親子の触れ合いや、スキンシップは大切と言われるのでしょう？

A 抱っこから始まる親子のスキンシップは子育てで一番大切なコミュニケーションです。赤ちゃんが生まれるとお母さんは、おっぱいをあげたり、抱っこをしたり、ほおずりをしたりと四六時中赤ちゃんとスキンシップをしています。

この肌と肌との温かな触れ合いが赤ちゃんに安心感を与え脳を発達させると言われています。お母さんの気持ちがストレートに伝わり、子どももほっと癒やされる。スキンシップは信頼関係を築く一番の方法です。そして、お母さんの気持ちをしっかり伝える為には、必ず、子どもの目を見て目線を合わせ、「かわいいね。」「大好きだよ。」と笑顔で語りかけましょう。

心地よい体験はいつまでも心に残り心の成長につながります。

さかたコンポで届く！探せる！できる！

友だち登録してほしいのん

酒田市のウェブサービス「さかたコンポ」に登録すると、子育てやイベントの情報が届くほか、出産・入学などの事象に応じて必要な手続きを探すことができ、簡単に手続きやイベントへの参加予約をすることができます。

利用登録は酒田市公式LINEから！

問 市企画調整課デジタル変革戦略室　☎43-8336

各種助成・手当

各種助成・手当など②

（市外局番(0234)）

制度	対象	必要な書類	内容	手続き 問い合わせ
児童手当	中学校修了前の児童を養育している方（受給者は家計の主宰者となります。） ※児童手当が拡充する12月支給（10月分）からについては、問い合わせください。	①受給者と配偶者の「個人番号カード」または「通知カード」 ②受給者の健康保険証の写しまたは勤務先からの年金加入証明（共済組合に加入している方のみ） ③受給者名義の通帳（ゆうちょ銀行の場合、金融機関コード、支店コード、口座番号に移行済みのもの） ④その他必要なもの（児童と別居している場合は児童のマイナンバーのわかるもの）についてはお問い合わせください。	出生、転入（前住所地からの転出予定日）から15日以内に手続きしてください。 ▶**支給月額** ・3歳未満児童1人につき 15,000円 ・3歳から小学校卒業前児童1人につき 10,000円（ただし、高校卒業前児童とあわせて第3子以降の児童であれば1人につき15,000円） ・中学生1人につき 10,000円 ※所得制限にかかる場合は年齢を問わず一律1人あたり5,000円 ※所得上限以上の場合は支給されません。 ▶**支払い** 6月・10月・2月に受給者の指定された口座に振り込みます。	市こども未来課 ☎26-5734 各総合支所
出産・子育て応援給付金	①妊娠届を提出した妊婦 ※給付金申請前に流産、死産の場合も対象とします。 ②出生したお子さんの養育者 ※給付金申請前に死亡したお子さんも対象とします。	・受取口座確認書類（通帳、キャッシュカード等）の写し ・本人確認書類の写し	①妊娠届出の面談時に申請についてご案内します。「出産応援給付金」妊婦1人あたり5万円 ②出生後の新生児訪問（生後1～3か月）時に申請についてご案内します。赤ちゃん訪問の日程調整で保健師よりご連絡いたします。「子育て応援給付金」出生した子1人あたり5万円 ※里帰り出産をされる場合は、住民登録のある自治体、または里帰り先での面談が必要です。申請は面談後、住民登録のある自治体で行います。	
子育て支援医療費助成	本市に住所のある0歳～18歳 所得制限はありません。	①該当するお子さんの健康保険証 ②転入の場合は扶養者の所得を証明する書類（源泉徴収票等） ③扶養者が酒田市に住民登録をしたことがない場合は、扶養者の住所がわかるもの	健康保険で受診（入院・通院）したときの自己負担額の全額を助成します。（ただし、入院時食事代は自己負担となります。）	
未熟児養育医療	出生時体重が2,000g以下等で医師が入院養育が必要と認める未熟児	①医療機関が発行する養育医療意見書 ②該当するお子さんの健康保険証 ③世帯全員の市町村民税額を証明する書類（転入の方のみ）	健康保険で受診したときの自己負担額（入院時食事代を含む）の一部または全額を助成します。 ＊世帯の課税状況に応じる	
保育料※1 軽減・無償化	(1)3歳児～5歳児、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児 (2)住民税課税世帯の0歳児～2歳児 ①保護者の所得割課税額が97,000円未満世帯 ②保護者と生計が同一のきょうだいのいる園児の世帯（認可外保育施設を利用の園児の世帯は除く。）	(1)認可外保育施設、預かり保育を利用の場合は、子育てのための施設等利用給付認定申請書及び就労証明書等を提出してください。 (2)①で認可外保育施設を利用の場合は手続きが必要です。詳しくは問い合わせてください。	(1)保育所、認定こども園等の保育料が無償となります。1号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子どもを除く）の預かり保育料については、日額450円に利用日数をかけた額を上限として、月額11,300円までが無償となります。 (2)①の場合は利用者負担額が無償となります。②の場合は第2子の利用者負担額が1／3、第3子以降は無償となります。	市保育こども園課 ☎26-5735
保育所、認定こども園の副食費免除	満3歳以上で、以下のいずれかに該当する児童 (1)1号認定子どもの保護者の所得割課税額が77,101円未満の世帯 (2)2号認定子どもの保護者の所得割課税額が57,700円未満の世帯（ひとり親家庭、障がい者のいる世帯は77,101円未満） (3)保護者と生計が同一のきょうだいがいる第3子以降の児童	特になし	副食費（おかず・おやつ等）の徴収が免除になります。該当する方には通知します。	

※1　認可保育所と認定こども園の場合、「市民税所得割額」により保育料を決定します。「市民税所得割額」は毎年6月頃職場から配付される「市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書」または「課税（非課税）証明書」で確認できます。